リフォーム工事の発注者の皆様へ 重要なお知らせです!

国土交通大臣指定 住宅瑕疵担保責任保険法人 株式会社住宅あんしん保証

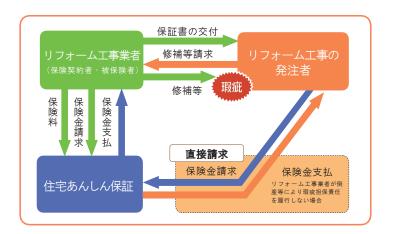
リフォーム工事瑕疵担保責任保険 あんしんリフォーム工事瑕疵保険 概要説明書

この「あんしんリフォーム工事瑕疵保険 概要説明書」は、あんしんリフォーム工事瑕疵保険の内容をご理解いただくために、リフォ ム工事の発注者の皆様に関わる特に重要な事項をわかりやすく説明したものですので、必ずお読みいただきますようお願いいたします。 なお、本書面は、本保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、リフォーム工事業者、取次店 または住宅あんしん保証までお問い合わせください。

保険のしくみ

この保険は、リフォーム工事を請け負い施工したリフォーム 工事業者が、リフォーム工事実施部分の瑕疵により、発注者に 対して住宅あんしん保証所定の標準保証書に基づき負担する瑕 疵担保責任を確実に履行するために、リフォーム工事業者が加 入する保険です。

万が一、リフォーム工事業者が倒産等の場合など相当の期間 を経過してもなお瑕疵担保責任を履行しない場合は、発注者に 直接保険金が支払われます。(直接請求)

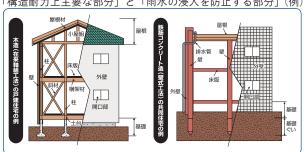


保険の対象となる部分

リフォーム工事を実施した次に掲げる部分(リフォーム工事 実施部分)が保険の対象となる部分(保険対象部分)です。

- ①構造耐力上主要な部分
- ②雨水の浸入を防止する部分
- ③上記①、②以外のリフォーム工事実施部分
- ※「増築工事に関する特約」を付帯することにより、増築工事実施部分を保険 の対象にすることができます。「9」をご参照ください。

「構造耐力上主要な部分」と「雨水の浸入を防止する部分」(例)



保険金をお支払いする主な場合 3

保険金をお支払いする主な場合は次のとおりです。

- 保険対象部分の瑕疵に起因して、保険対象部分に次のいずれ かの事由が生じた場合、リフォーム工事業者が発注者に対し て交付した保証書に基づく瑕疵担保責任(※)を負担することに よって生じた損害について、保険金をお支払いします。
 - ※ 住宅あんしん保証所定の標準保証書に定める範囲の瑕疵担保責任に限 ります。

保険対象部分	保険金の支払対象となる事由	
①構造耐力上主要な部分	基本的な耐力性能を満たさないこと	
②雨水の浸入を防止する部分	防水性能を満たさないこと	
③上記①、②以外のリフォーム 工事実施部分	社会通念上必要とされる性能 を満たさないこと	

○ 上記のいずれかの事由が生じた場合に、リフォーム工事業者 が倒産等の場合など相当の期間を経過してもなお瑕疵担保責 任を履行しないときは、住宅あんしん保証はリフォーム工事 業者が負担すべきであった損害の範囲において発注者に保険 金をお支払いします。

4 保険期間(保険のご契約期間)

保険期間は、下表の事由に応じてそれぞれの記載の期間とな ります。なお、保険始期は全てのリフォーム工事が完了した日 となり、その工事の完了日は、発注者に署名または記名押印し ていただく「工事完了確認書」に記載された日付とします。

事由	保険期間	
①構造耐力上主要な部分が基本的な耐力性能を満たさないこと		
②雨水の浸入を防止する部分が防水性能を満たさないこと	5年間(※)	
③上記①、②以外のリフォーム工事実施部分が社会通念 上必要とされる性能を満たさないこと	1 年間	

※ただし、事故の原因が③による場合は1年間となります。

5 お支払いする主な保険金

お支払いする主な保険金は次のとおりです。詳細は住宅あんしん保証までお問い合わせください。

保険金の種類	内容	
修補費用・損害賠償保険金	保険対象住宅を修補するために必要な材料費、労務費、その他の直接修補に要する費用	
事故調査費用保険金	修補が必要な範囲、方法、金額を確定するための調査費用 (事故が発生した原因を調査するための費用を除きます。)	
仮住まい費用保険金	保険対象住宅の修補期間中に転居を余儀なくされた場合の宿泊、住宅賃借または転居費用	

[※]リフォーム工事業者に保険金をお支払いする場合は、上記のほかに「求償権保全費用保険金」も対象とします。

6 保険金をお支払いしない主な場合

- 〇次に掲げる事由により生じた損害については、保険金をお支払いしません。
 - ①リフォーム工事業者(すべての下請負人を含みます。)またはそれらの者と雇用契約のある者の故意または重大な過失
 - ②発注者の故意または重大な過失
 - ③洪水、台風等の自然変象
 - ④火災、落雷、爆発等の偶然または外来の事由
 - ⑤土地の沈下、隆起、移動、振動、軟弱化、土砂崩れ、土砂の流出入または土地造成工事の瑕疵
 - ⑥保険対象住宅の虫食い、住宅の性質による結露、瑕疵によらない住宅の自然の消耗等の事由
 - ⑦保険対象住宅の著しい不適正使用または著しく不適切な維持管理
 - ⑧リフォーム工事業者が不適当であることを指摘したにもかかわらず、発注者が採用させた設計・施工方法または資材等の瑕疵
 - ⑨保険期間開始後の増築・改修・修補(事故による修補を含みます。)の工事またはそれらの工事部分の瑕疵
 - ⑩保険対象住宅に採用された工法に伴い通常生じ得る雨水の浸入、すきま、たわみ等その他の事象
 - ⑪設置、更新、修繕等を行った機器・器具または設備自体の不具合
 - ②リフォーム工事における建材または内外装の色、柄、色調の選択の過り
 - ③防音性能・断熱性能・発電性能の未達、その他発注者が意図した効能・性能の不発揮
 - ⑭地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑮リフォーム工事業者と発注者の間に特別の約定がある場合において、その約定によって加重された契約上の責任
 - ⑥保険金を支払った場合において、その事故と同一の原因による瑕疵

○上記の他にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は住宅あんしん保証までお問い合わせください

7 故意・重過失の場合における取り扱い

リフォーム工事業者等の故意または重大な過失により生じた損害の場合で、リフォーム工事業者が倒産等の場合など相当の期間を経過してもなお瑕疵担保責任を履行しないときは、発注者(宅地建物取引業者である場合を除きます。)に対して直接保険金をお支払いしま

8 支払限度額および免責金額

(1)支払限度額

1契約当たりの限度額	保険期間を通じてお支払いする保険金は、すべての保険金を合算して下表のチェック欄に「〇」が ついている金額を限度とします。
事故調査費用保険金の限度額	1回の事故につき、修理費用・損害賠償保険金の額の10% ^(※) または50万円のいずれか小さい額 ※この金額が10万円以下の場合は10万円
仮住まい費用保険金の限度額	1回の事故につき、50万円

★リフォーム工事業者の皆様へ

この保険契約のリフォーム工事の区分および支払限度額について、該当するチェック欄に「○」をつけてリフォーム工事の発注者にお渡しください。

チェック欄	リフォーム工事の区分
	一般リフォーム工事
	認定品質リフォーム工事

[※] 施工中検査が不要で、かつ請負金額が300万円以下の認定品質リフォーム工事の場合は、請負金額にかかわらず、支払限度額は100万円となります。

チェック欄	支払限度額	ナエツク懶	支払限度額	
	100万円		600万円	
	200万円		700万円	
	300万円		800万円	
	400万円	400万円 900万円		
	500万円		1,000万円	

(2)免責金額

この保険では、1事故当たり10万円の免責金額を設定しています。

※免責金額はリフォーム工事業者が負担しますが、発注者が直接請求を行う場合は発注者の負担となります。

9 「増築工事に関する特約」を付帯する場合

★リフォーム工事業者の皆様へ

「増築工事に関する特約」の付帯の有無について該当するチェック欄に「○」をつけて リフォーム工事の発注者にお渡しください。

チェック欄	特約の付帯の有無	
	有	
	無	

- (1)保険金をお支払いする主な場合
 - 増築工事実施部分の瑕疵に起因して、増築工事実施部分に次のいずれかの事由が発生した場合
 - ①構造耐力上主要な部分が基本的な耐力性能を満たさない場合
 - ②雨水の浸入を防止する部分が防水性能を満たさない場合
- (2) 増築工事実施部分の保険期間 増築工事を含む全てのリフォーム工事の完了日から10年間
- (3)増築工事実施部分の支払限度額 2.000万円

10 お支払いする保険金の計算式(直接請求の場合)

支払限度額を限度として、次の式により算出された額を保険金としてお支払いします。

(修補費用・損害賠償保険金 - 免責金額)

●事故調査費

●事故調査費用保険金 ●仮住まい費用保険金

※発注者が宅地建物取引業者である場合には、(修補費用・損害賠償保険金一免責金額)の額に縮小てん補割合80%を乗じて算出します。

保険金の計算例

● 排水管の工事を行った部分の水漏れ事故により、修補費用: 210万円 事故調査費用: 15万円 仮住まい費用: 10万円 の損害が 発生した場合

(210万円 - 10万円) + 15万円 + 10万円 = 225万円

(修補費用・損害賠償保険金)

(免責金額)

(事故調査費用保険金)

(仮住まい費用保険金)

11 個人情報の取り扱い

- 住宅あんしん保証は、個人情報を次の目的のために利用します。これらの目的のほかに利用することはありません。
 - ① 保険契約の引受の審査および履行(保険金のお支払い)、契約の維持管理
 - ② 本保険契約以外の保険・保証契約・金融制度等の商品・サービスのご案内・ご提供や引受の審査およびこれらの業務の履行、契約の維持管理
- 住宅あんしん保証は、次の場合を除いて、個人情報を第三者に提供することはありません。
 - ① あらかじめご本人が同意されている場合
 - ② 法令に基づく場合
 - ③ 個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内において、業務委託先(取次店、検査機関を含みます。)、住宅瑕疵担保責任保険協会、 再保険引受先(損害保険会社等)等の第三者に提供する場合
 - ④ 住宅あんしん保証のグループ会社等との間で共同利用を行う場合
- 個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内において、取次店・検査機関等に皆様の個人情報を委託します。その場合、個人情報保護の観点から信頼できる先に委託します。

詳細については、住宅あんしん保証ホームページ(https://www.j-anshin.co.jp/)の「個人情報の取扱いについて」をご覧ください。

12 保険付保証明書は大切に保管を

保険契約内容等を記載した「保険付保証明書」やこの説明書等は保険の重要な書類ですので、内容をご確認のうえ大切に保管してください。

3

【お問い合わせ先】

この保険に関する一般的なお問い合わせ、相談等や、事故が発生した場合については、住宅あんしん保証または取次店にご連絡ください。

株式会社住宅あんしん保証

[一般的なお問い合わせ・ご相談]

電話番号:03-3562-8122(受付時間:平日 9:00~17:30)

〔お客様相談室〕

電話番号:03-6824-9095 (受付時間:平日 9:00~17:30)

〔事故の受付窓口〕

平日 電話番号:03-3562-8121 (受付時間:平日 9:00~17:30) 休日 電話番号:0120-988-572 (受付時間:土日·祝 9:30~17:30)

取次店(お問い合わせ先)

R-600-2004-6

あんしんリフォーム工事瑕疵保険 契約内容確認シート

この「契約内容確認シート」は、リフォーム工事の発注者にリフォーム工事業者が加入している「あんしんリフォーム工事瑕疵保険」の内容のうち、重要な項目についてご確認いただくためのものです。

No	ご契約確認内容	ご参照箇所	ご確認欄
1	保険期間中に事故が発生した場合で、リフォーム工事業者が倒産等の場合など相当の期間を経過してもなお瑕疵担保責任を履行しないときは、発注者は、修補等に必要な費用を住宅あんしん保証に直接請求できることをご確認いただきましたか	1	はい口
2	保険金をお支払いする主な場合と、保険金をお支払いしない主な場合をご確認いた だきましたか	2 3 5 6 7	はい口
3	保険期間はリフォーム工事の完了日から始まること、リフォーム工事の完了日を確認するにあたって、工事完了確認書にご署名または記名押印のうえ、ご提出いただく必要があることをご確認いただきましたか	4	はい口
4	支払限度額、免責金額についてご確認いただきましたか	8 10	はい口

リフォーム工事の発注者確認欄

ご署名または記名押印をお願いします

20 年 月 日

上記内容について確認しました。

共同住宅(区分所有) の場合は部屋番号

リフォーム工事業者確認欄

号室

ご署名または記名押印リフォーム工事の発注者名

ご署名または記名押印をお願いします

20 年 月 日

この契約内容確認シートに基づきリフォーム工事の発注者にご確認いただきました。

リフォーム エ事業者名 ご署名または記名押印 担 当 者

印

印

上記チェック欄にてご確認いただき、ご署名または記名押印の上、このページの写しを保険契約申込書または保険証券発行申請書とあわせてご提出いただきますようお願いいたします。